

H. H. フーベン『警察令違反者ゲーテ』(1932年)

—古書涉獵(3)—

大久保進

はじめに

H. H. フーベンの名前を耳にした、あるいは目にしたことありますか？

ハインリッヒ・フーベルト・フーベン(Heinrich Hubert Houben)の名前は、ゲーテ研究者ならば『エッカーマンのゲーテとの対話』の編纂者としてか、あるいはこの『対話』の注釈とも称すべき、フレデリック・ソレーのヴァイマル滞在日記の発見者にして刊行者としてか、さらにはまた青年ドイツ派とその周辺の研究者ならばハインリッヒ・ラウベの全集やカール・グッツコーの作品集の編集発行者として、すでに知っていることでしょう。しかし、フーベンの名前を持ち出すことに現在も意味がありうるとすれば、それは文芸検閲史の分野における資料の収集と刊行、そしてこのテーマについての論考のゆえである、と私は思います。

この分野の彼の仕事は例えば、『ここには検閲一かしこには何者？(Hier Zensur — Wer dort?)』(1918年)、その第2巻にあたる『鎖に繋がれたビーダーマイヤー(Der gefesselte Biedermeier)』(1924年)、『警察と検閲(Polizei und Zensur)』(1926年)などいくつもありますが、なかでも浩瀚な2巻本『古典期から現在にいたる禁じられた文芸(Verbotene Literatur von der klassischen Zeit bis zur Gegenwart. Ein kritisch-historisches Lexikon über verbotene Bücher, Zeitschriften und Theaterstücke, Schriftsteller und Verleger)』(1924/28年)は、この問題領域における批判的-歴史的研究の成果として、今日でもかならず参照されるべきスタンダードな仕事です。

文芸と演劇における検閲といわゆる著作権の問題を「古典期から現在」まで(ここでは「古典期から」とは「啓蒙期以降」の意味です)、豊富な事例とバランスのとれた説明によって一覧するこの『禁じられた文芸』こそ、「古書涉獵」で取り上げるに相応しいのでしょうか、ABC順の見出し語構成による事典形式の記述に終始しているものなので、紹介よりはむしろ検索にこそ適していると言えますし、また興味深いことには、そこには例えればレッシングやシラーは記載されているのに、ゲーテの項目がありませんので、ゲーテをめぐる検閲史的研究の成果を一般読者向けにまとめた標記の書物を、ここでは紹介したいと思います。

フーベンの生涯と仕事

先ず、普通の百科事典的レベルでは「文化史家、演劇史家、文学史家、著述家」と記されるフーベンの生涯と仕事を、『新・ドイツ伝記集成 (Neue Deutsche Biographie. Bd. 9. Duncker & Humblot: Berlin 1972.)』、『ドイツ文学事典 (Deutsches Literatur-Lexikon. Bd. 8. Francke: Bern und München 1981.)』、『ドイツ伝記百科事典 (Deutsche Biographische Enzyklopädie. Bd. 5. K. G. Saur: München 1997.)』を参照して、以下に簡単に紹介しておきます。

1875年アーヘンに商人の子として生まれたフーベンは、両親の早い死の後、デュッセルドルフで成長しました。そこでアビトゥーアに合格した後、ポン、ベルリン、そしてグライフスヴァルトの大学でゲルマニスティクと哲学と歴史を学び、1898年グライフスヴァルトで論文「カール・グツコの戯曲の研究 (Studien über die Dramen Karl Gutzkows)」によって学位を取りました。在学中の1897年にすでに『デュッセルドルフ最新ニュース』紙で編集の仕事に就き、学業終了の時期まで続けています。1898年、フリーの著述家としてベルリンに居を定め、同時に、1905年までフンボルト・アカデミーとマックス・ラインハルト演劇学校の講師を勤めています。

1902年の論文「ドイツ書誌学の構想 (Entwurf zu einer deutschen Bibliographie)」、同年の、文学史上重要な定期刊行物の解題を目的とする〈ドイツ書誌学協会〉の創立と、そこでの実績とによって、彼は文学研究上の資料収集と整理と記述の領域におけるパイオニアとしての名声を獲得することになりました。1904-05年には、彼はこの協会の機関誌《書誌学便覧》の最初の5巻を編集・発行しています。なかんずくその第1巻から第4巻は、1858年から1903年にいたる《フォス新聞》の日曜版付録と青年ドイツ派のいくつかの最も重要な雑誌を解題しており、第5巻はファルンハーゲン・フォン・エンゼの膨大な日記の索引を提供しています。——ここで『新・ドイツ伝記集成』の項目記述者G.ルードルフは、こうしたもともと無私を要求する書誌学の仕事に際して、フーベンは自分の名声よりも新しい発見と研究への奉仕を大切にしていた、と特記しています。

彼はこうして、いくつもの雑誌や日刊新聞に寄稿し、その他の多種多様な課題に取り組んでいますが、同時に多数の個別論文を執筆・発表し、重要な版本を刊行しています。ビーダーマイヤーの、前三月革命期の、そして青年ドイツ派の文学のための仕事と、検閲という問題のための仕事とによって、彼は確実に、この両分野における研究史上、重要なポジションを占めています。また、『禁じられた文芸』が今日にいたるまで文芸検閲研究史上基準となる仕事として定評のあることについては、すでに上で触れました。

文芸検閲の問題圏が彼の終生の第一研究テーマと言えるならば、彼にとっての第二のそれと言えるのがゲーテ研究でした。その最初に位置している成果が、ブロックハウス出版社文芸部門の長としての活動(1907-17年)の一環として1908年に刊行された『エッカーマンのゲーテとの対話 (Johann Peter Eckermann: Gespräche mit Goethe)』で、この細心綿密な編集の成果はいまだに版を重ねています。——そうしてみると、私がここで取り上げ

る『警察令違反者ゲーテ』は、小著とはいえ、フーベンが終生取り組んだ二つの研究テーマの幸せな出会いの結果として成り立っていると言ってよいのだ、と思います。すでに触れたように、『禁じられた文芸』にはゲーテの項目がありませんから、その分が単著となつたと推測することができるかもしれません。

そして、彼のゲーテ研究の頂点をなすのは、これまた上で触れた、ソレーのヴァイマル滞在期の日記の発見とその出版(『ゲーテの許での10年(Frédéric Soret: Zehn Jahre bei Goethe. Erinnerungen an Weimars klassische Zeit, 1822–1832.)』, 1929年。その邦訳タイトルは『ゲーテと共にありし十年』)です。——ここで先の項目記述者は、文書館や図書館で未刊の原稿を発見するフーベンの幸運な才能を指摘しています。

1919年に彼はライプツィヒ書籍見本市の文芸部門の、そして1921年には新たに創業したベルリンのドイツ出版社の文芸部門の長となります。ドイツ出版社の経営がインフレの結果として暗礁に乗り上げると、その後は最後までフリーの著述家・研究者として仕事を続け、そして、1935年7月ベルリンで死去しました。享年61歳でした。——生前華々しいことは1916年に教授の称号を与えられたことくらいであって、ここで項目記述者ルドルフは、フーベンがその死の前年に出版した一般向けの著作『ゲーテのエッカーマン(Goethes Eckermann)』の副題「一人の謙抑な人間の伝記(Die Lebensgeschichte eines bescheidenen Menschen)」こそ、いまだに正当な評価を受けるにいたっていないフーベンの生涯と仕事に相応しい言葉だ、と記しています。

『警察令違反者ゲーテ』

『警察令違反者ゲーテ』(そのタイトル頁の表記は以下の通りです: DER / POLIZEI-WIDRIGE GOETHE / von / H. H. Houben / MIT 14 ABBILDUNGEN / DARUNTER 8 TAFELN / 1932 / G. GROTE / VERLAG / BERLIN)は八折本で、装幀は角背・厚紙装の、背のみ布貼り。天のみ背色と同じやや濃い目の灰青色に色付けされていますが、表紙はもっと薄い灰青色です。背には、ドイツ式に下から上へ、著者名と書名をコンマで区切って、表紙には著者名と書名が横書きで2行に分けて、イタリック体で印字されています。そして、表紙とタイトル頁の下寄り中央を、出版社のロゴ(楕円の枠のなかに、右を向いた種蒔く男の全身像)が慎ましく飾っています。各頁30行の本文は、総頁数197頁。ラテン字体で、活字の大きさは今で言う10ポイント。本文に先立って、遊び紙、書名のみの扉頁とその裏の白丁、タイトル頁とその裏頁の刊記、目次頁とその裏頁の付図一覧、ゲーテ自身に由来する三つの「序詞」の頁、そしてその裏の白丁が置かれており、ノンブルは本文から始まっています。前書も後書もありません。なお、付図のうち、アート紙図版8葉、残りの6図は挿図です。ここに参考のために(もしくは、お楽しみのため)、1葉(図版III)だけ、関係する第11章の説明の後にコピーして載せておきます(88頁参照)。説明文はフーベンに拠っています。

さて、ゲーテの生涯と仕事を啓蒙期以降のドイツにおける文芸検閲ないしは演劇検閲の

歴史のなかに位置付ける形でエピソード風に記述している本書は、全16章から成っており、各章のモットーとして、ゲーテの『箴言と省察』と『韻文の箴言』¹⁾からの引用が掲げられています。以下に、各章の表題を記し、その内容をごく簡単に紹介しながら、コメントを付け加えたいと思います。

第1章：薪の山の上の本（1-6頁）

ゲーテは、『詩と真実』（フーベンは以下一貫して、もともとのタイトル『真実と詩』を用いています）第1部第4章で、生地のフランクフルトで少年時の彼が体験した発禁本の焚刑による公開処刑について記述しています。フーベンは、フランクフルト市立文書館およびウィーン国立文書館に保管されている公文書類によって、ゲーテの記述の事実関係を解き明かし、焼かれた本についてのゲーテの記憶違いを訂正すると同時に、とくに前者の文書から引用して、1758年8月25日に執行されたセレモニー的発禁本公開火刑の様子を読者に印象づけてくれます。この焚書が、死後にいたるまで検閲され発禁の憂き目にあったゲーテの生まれたフランクフルトでのことだったことは、この都市が当時のドイツ書籍業の中心地の一つであったことを考えあわせると、大いなる皮肉です。興味のある方は、ラート＝ヴェーグ・イ・シュトヴァーン（早稻田みか訳）『書物の喜劇』（筑摩書房、1995年）の「火刑の祭典」の節（165-168頁）を一読してください。同じゲーテの一節と同じ公文書からの引用が載っています。

第2章：不潔で低俗な作品『ヴェールター』（7-25頁）

小説『若いヴェールターの悩み』の出版にともなう賛否両論・甲論乙駁の事情については、邦訳の解説ではかならず言及される項目ですから、多言を要しないと思います。その種本の一つが本書というわけですから、興味のある方は、邦訳本のいずれかの解説を覗いてみてください。あるいは例えば、人文書院版ゲーテ全集第4巻に付された〈月報3 1969・3〉で大山定一がヴィクトア・ヘーンに拠って書いている連載記事「ゲーテの読者（三）」を参照してください（ヘーンも種本の一つで、1887年に出版された彼のゲーテ論集（Viktor Hehn: Gedanken über Goethe）に「ゲーテとその読者。小さな文学史（Goethe und sein Publikum. Eine kleine Literaturgeschichte）」という論文が収められています）。したがってここでは、検閲という枠組において『ヴェールター』攻撃者たちの眼目が何だったのかという点についてだけ触れておきます。

フーベンは、『ヴェールター』が出版されて多くの読者を惹きつけ社会にセンセーションを巻き起こした時代状況のなかで、この作品の発禁・没収を要求する論難者たちの物言いを、とくにハンブルクの牧師ヨーハン・メルヒオール・ゲツェ（レッシングとの論争で有名なあのゲツェ）を引き合いに出して、つぶさに紹介しています。詳細に立ち入ることは諦めますが、ゲツェはこの作品を、ものの道理を弁えていない女子供や半可通の若者たちにとってきわめて危険な「自殺の弁明書」であると弾劾し、この作品と作者を、にもかかわらず賞賛するいくつもの新聞・雑誌や批評家たちの議論に激高して、

自ら命を絶つに吝かでない主人公は他人の命をも蔑ろにする者ときめつけ、一挙に作者を「主殺し」を勧める反逆者であると断罪しています。そして、主人公を己の情欲に負けて結婚の神聖を冒瀆するにいたる惰弱な堕落者であると切り捨てます。つまりは、聖俗のお上の嘉する秩序と道徳にたいする真っ向からの攻撃と受け取ったわけです。ゲッツェその他の弾劾者の要求に応えて、作者自身に直接危害が及んだというわけではありませんが、公権力が出版社や書店にたいしてしかるべき手段に訴えたことは周知のことでしょう。興味があるのでしたら、最近出た原克『死体の解釈学 埋葬に脅える都市空間』(廣済堂出版、2001年)の124-128頁を覗いてみてください。ライプツィヒ市におけるその事例が載っています。なお、イタリア旅行におけるゲーテの微行に新たな光を当てているロベルト・ザッペリ(津山拓也訳)『知られざるゲーテ ローマの謎の生活』(法政大学出版局、2001年)の最初の3章は、発禁本『ヴェールター』の詩人ゲーテという側面から、興味深く読めます。

第3章：鎖に繋がれたプロメートイス(28-43頁)

この章では、頌詩『プロメートイス』をめぐる、詩人本人の意図とは無縁なところで起こった、ヤコービー、レッシング、そしてメンデルスゾーンの間のいわゆるスピノザ論争と、それによるゲーテの受難が語られています。それが受難たりえたのは、ゲーテが『ヴェールター』の詩人としてすでに認知され(周知のように、この作品は最初匿名で出版されました)，この作品が不本意にも官憲の追及の対象となったことと、スピノザ問題が無神論如何の問題とイコールだったという事情によります。この間の事情に興味のある方には、石崎宏平『イエナの悲劇 カント、ゲーテ、シラーとフィヒテをめぐるドイツ哲学の旅』(丸善ブックス、2001年)の第5章「無神論論争」(155-185頁)が参考になります。

第4章：「ほんとにまあ、なんて下品なお芝居なの！」(44-49頁)

第5章：男一人に女二人の結婚生活(50-61頁)

良風美俗に挑戦する結果になったという点で言えば、第4章で取り上げられる『同罪者』と第5章で取り上げられる『シュテラ』という芝居は、とても分かりやすい典型的ケースと言えます。つまり、当時この両作品やその登場人物にたいしてなされた非難や攻撃の要点が、そのレッテル貼りの言葉からだけでも容易に推測されるからです。

例えば、破産や離婚や女誑しや殺人や盗みや毒殺といった事件によって家庭や家族が憂き目にあうことも稀ではなかった当時のライプツィヒを背景として、素材が皮肉で諧謔的な茶番喜劇にまとめ上げられている『同罪者』にたいしては、*indezent, grauslich, niedrig, voll Zoten, anstößig, unsittlich*といった形容語が、そして、自分のアンビヴァレントな愛のありように悩み、それでもその愛の真実に誠実たらんとする男が、最後に妻と愛する女性との同居生活を決意するにいたる筋立ての悲劇『シュテラ』(もともとは『愛する者たちのための芝居』というタイトルでした)にたいしては、*eine Schule der*

Entführungen und Vielweiberei, liederlich, Hurerei und Ehebruch, Bigamie-Propaganda, anrüchigといった形容語が出てきます。

つまりは、両作品とも、清く正しく美しい、あるいはそうあるべき社会道徳の秩序にたいする、おぞましい挑戦だというのです。こうして『ヴェルター』の発禁詩人にさらに汚名が重ねられることになります。

第6章：国事-国政劇（62-74頁）

主として戯曲『ゲツ・フォン・ベルリヒンゲン』を取り上げているこの章で、フーベンは、『群盗』の詩人シラーがやがて「非政治化」・「哲学化」していくプロセスに言及する一方で、『ゲツ』の出版と上演に際してのトラブルを紹介しながら、その理由を解説しています。1775年以來、ということはアメリカ独立戦争の開始以来、ゲーテのこの「原ドイツ的な作品」は、そしてそこに用いられている言葉は、ドイツの君主たちや政府の「嫌疑」を招くに十分であり、主人公が要求する「古ドイツ的」自由なるものは、そして「自由」の語は、諸国民の鬨の声としてとりわけ危険視され、この概念を毒草としてドイツ語とドイツ文学の庭から根絶やしにすることこそが、油断のない君主たちにとって自明の義務であった、と言うのです。そして、後述の『ファウスト』をめぐる諸章におけると同様ここでも、上演に際して、聖俗のお上にたいする冒瀆と僭上を含意する言葉が過敏な神経によって、作者の意図とはかかわりなく、挑発の言葉として削除され、あるいは書き換えられたことが紹介されています。ただし、ゲーテは場合によって挑発することを辞さなかったとして、寸鉄詩集『クセニエン』からの例も挙げています。

第7章：ザクセン・ヴァイマルにおける考える自由と教える自由（75-83頁）

第8章：検閲についてのゲーテの覚書（84-88頁）

カール・アウグストの招きをうけて移り住んだザクセン・ヴァイマルでのゲーテの生活と仕事を背景において、フーベンはこの両章で、1776年以來ゲーテの提案でヴァイマルの宮廷説教師と教会監督の任にあったヘルダーの、そして、1794年以來イエーナ大学で講師として教壇に立っていた哲学者フィヒテの執筆活動や教授活動をめぐって、ゲーテが不本意ながらも「閣内検閲」の実務を託される結果となった経緯と、その際のゲーテの対応とを記述して、検閲者としてのゲーテが1799年春に執筆することになった「検閲法案」を紹介しています。この「法案」の内容については後述しますが（「ゲーテと検閲」参照）、その全文は、ゲーテの役職上の文書を集成したベーラウ出版社刊行の資料集に入っています²⁾。

第9章：二つの革命の間で（89-108頁）

第10章：印刷出版の自由に代えて印刷出版の專制支配を（109-120頁）

本書全体におけるフーベンのゲーテと検閲とをめぐる記述のスタイルでとくに注意を

引くことは、現代の目からはありがちな、批判・指弾するに急で一方的な、あるいは信条告白的な物言いを一切示していないことです。それは、事柄について諦めをもって自主的な判断を放棄したということではなくして、そこにはむしろ、人間本性に根ざした、愚かしくも滑稽で痛ましい検閲というこの人間社会の悲喜劇を、事情通の一観客として鷹揚に楽しみかつ許している風情を強く感じさせるものがあります。検閲をめぐる時代と社会の歴史的背景を説明するこの両章では、この印象はとりわけ顕著です。

ここでは『大コフタ』、『市民將軍』、『激昂した人々』の芝居と『滯仏陣中記』を取り上げて、アメリカ革命、フランスの大革命と七月革命、そしてそのドイツにおける影響と「反動の時代」を記述するなかで、フーベンは、18世紀後半から19世紀前半のドイツ諸邦における「旧体制」の、すなわち、教会による国家のイデオロギー的後見と国家と教会の実践的協調関係に基づく諸邦の社会的・道徳的・文化的現実を説明しています。そして、政治とのかかわりにおけるゲーテを、「ゲーテ本来のあり方」からして「秩序と静かな発展と有機的な進歩の人」と評するとともに、1819年のカールスバート決議に数年先だって起こった、イエーナの解剖学と生理学の教授ローレンツ・オーケンと彼の「百科事典的新聞」《イシス》をめぐる一件を取り上げて、ゲーテが、個人的レベルの反感をこえて、「宫廷的」處世人として、この政治的新聞を印刷禁止に持ち込もうとした経緯を詳しく紹介しています。——その記述のスタイルとゲーテ評から考えて、一步踏み込んで、フーベンは稳健で善良な自由主義的保守主義の立場の人だったのでと推測することも可能なのでしょうが、私には自信をもってそう言うことはできません。なお、時代の政治とのかかわりにおける「詩人」にして「宮廷人」ゲーテについては、坂井栄八郎『ゲーテとその時代』(朝日選書546、朝日新聞社、1996年)が恰好の読み物です。

第11章：煽動者エグモント (121-132頁)

カールスバート決議(1819年)に基づくドイツ諸邦の思想統制体制の下で、それまでには例えばベルリン宮廷劇場の人気演目の一つであったゲーテの芝居『エグモント』の主人公すらもが「煽動者」と見なされた事情が記されています。しかし、カールスバート決議という大義名分の下に「印刷出版の專制支配」を追求する君主と政府が問題視したのは、作品そのものというよりは、その脚色された上演台本であり、そしてとりわけ、上演評にことよせて、1815年にヴィーン会議で約束されていた「印刷出版の自由」を反故にして一層先鋭な検閲体制の貫徹を図る政府に反抗して、政府の側から言えば「印刷出版の無政府状態」を要求する「政治的新聞」のありようでした。「腹を空かした意地汚い犬には骨の一本も投げてやらねば」、連中はもっと五月蠅くなるという理由で、当局は劇評の掲載を承認しながら、しかし「3回の上演を経てはじめて」それを可とするような姑息な手段を弄し、そして、幸いにして3回の上演を乗り切って掲載された上演評の記事には、あらためて文句を付けえたわけです。その意味では、『エグモント』はトバッチャリを受けたことになります。ファルンハーゲン・フォン・エンゼ、ヴィルヘルム・ドーロー、ハインリッヒ・ケーニッヒ、カール・フォン・ホルタイなど、同時代の名の

Tafel III



Preßfreiheit

印刷出版の自由

図版説明：「カールスバート決議」（1819年）による「印刷出版」の（なかんずく新聞・雑誌）弾圧（束縛）にたいする、ヨーハン・ミヒヤエル・フォルツ作のカリカチュア（1819年11月作）。「新聞・雑誌」は老女に一変してしまって、その両の脚と腕と翼は縛められている。レモン搾り器をもつ両手にはわずかに、レモンと「カールスバート炭酸水」と「スペイン産ピターワイン」と「ロシア産クアス」とイギリス産精白糖から一鉢のパンチを調合するための隙間しかない。そしてこのパンチは、この世紀のワイン・リストに「1819年産睡眠飲料」として名を連ねることになる。ドイツの政治についてドイツの新聞は、公式あるいは半公式の情報以外には、もはやほとんど何一つ報道してはならなかったのである。

ある何人もの人たちが、この作品の謎めいた上演禁止を訴しがっているほどなのですから。

第12章：プロイセン国王のゲーテ憎悪（133-152頁）

「反動の時代」の恣意的な検閲のありようが、さまざまな記録を基に、プロイセン国王フリードリッヒ・ヴィルヘルム三世（在位：1797-1840）のゲーテにかかわるいくつもの言動に集約した形で示されています。1792-93年の対仏陣中においてかかわりをもった二人の個人的印象は、「互いに愉快ならざるもの」でしたが、上に見たようにゲーテの『エグモント』が演目から消えて、国王は何の痛痒も感じなかつたばかりか、間接的に意趣返しができて満足さえしたようです。国王にとっては、ゲーテの何をかもが「不快」きわまりなく、「我慢したくなかった」ために、ゲーテの芝居の上演計画は国王自身の命令によってばかりでなく、「気難しい」国王のゲーテ憎悪を知る当局の介入によって、その都度頓挫しました。そして、ゲーテから出席の承諾を得られぬままベルリンのゲーテ崇拜者たちによって計画されたゲーテ77歳の誕生日（1826年）を祝う式典を報道する詳細な新聞記事は、「君主の戴冠式」との対比において「身の程を知らぬ飾言」として、槍玉に挙げられ、「私人のこのような祝典の報道」は「新聞にはそぐわない」として、国王の命令によって当局の介入する結果を招きました。

第13章：ザクセンは『ファウスト』を禁止する（153-166頁）

第14章：ヴァイマルにおける『ファウスト』毀損（167-172頁）

第15章：ファウストの遍歴時代（173-181頁）

この3章は、『ファウスト 悲劇の第一部』上演に際してテキストに加えられた、作者の意向を無視あるいは軽視した、あまたの「省略」や「修正」や「改正」や「改竄」の事例を、ブラウンシュヴァイクの劇場支配人アウグスト・クリングマンやドレースデンの座付き作者ルートヴィッヒ・ティークなどの手になるいくつかの上演台本その他の資料から紹介していますが、その具体的な内容に立ち入ることは諦めます。その一部は前掲の『書物の喜劇』の「規制されたゲーテ」の節（186-190頁）に紹介されています。要点は、例えばvon ihrer Brustやein StrumpfbandやLiebchens KammerやZwillingpaar, das unter Rosen weidetなどの語句に猥褻を、例えばDreckやHurやAasの語に不潔を、例えばleider auch TheologieやPfaffeやguten Magen der Kircheの語句や、glauben, Teufel, Papst, Fegefeuerといった聖なる事柄にかかわる語の「無神経な」使用や、そしてアウアーバッハの地下酒場で唱われる「蚤の歌」などに聖俗のお上にたいする冒瀆と僭上を嗅ぎとる過敏な神経と、公序良俗の名においてそのような神経を要求するお上、という構図になるでしょうか。——2000年のハノーファー万博において『ファウスト』全曲上演を果たしたペーター・シュタインは、今年ベルリン、そしてヴィーンで文字通りノーカット完全版を上演していますが、それにしてもこれが、ゲーテの『ファウスト』を原作通りに、一語一句の改変もなしに、それも第一部・第二部合わせて上演した最初

の例となったということに、やはり驚かずにおれません。

第16章：毒物戸棚に保管されるゲーテ（182-197頁）

1827年から刊行が開始されたゲーテの最終決定版全集・全60巻は、第40巻までが生前に出版され、第41巻から最終巻（1832-42年）までは、死後遺稿集の形で、リーマーおよびエッカーマンの編集で上梓されたのですが、フーベンは、『ローマ悲歌』と『ヴェネツィア短唱』のなかの、生前に公表されることもなく、この全集版の生前刊行分にも収載されなかつたいくつかの詩と、長詩『日記』とを取り上げて、それらの発表が、遺稿編集者たちによってさえも危険視され、安全な毒物戸棚に保管され続けることになった事情をつぶさに報告しています。『ローマ悲歌』は、1795年にシラーの雑誌《ホーレン》に発表されて、ただちに「猥褻で煽情的」と非難され、『ヴェネツィア短唱』も同じシラーの雑誌《詩神年鑑 1796年版》に公表されて、すぐさま「不遜で冒瀆的」かつ「猥褻」と攻撃されました。そして『日記』は今読んでもなかなかエロティックな作品で、ゲーテ自身がその公表を憚りました。編集者たちがこれらを最終決定版全集へ収載することを躊躇ったことの理由として、「猥褻」と「冒瀆」という禁止事項への配慮とそれを侵すことへの臆病を想定することは、もはや難しいことではないはずです。

ゲーテと検閲

そもそも、検閲とは何でしょうか？ 残念ながら、フーベンは本書で検閲についてまとまった形で理論的考察はしていません。日本語で読める唯一のドイツ検閲通史であるディーター・ブロイナー（浜本隆志・宇佐見幸彦・芳原政弘共訳）『ドイツの文芸検閲史』（関西大学出版部、1997年）も、原著の第一部「検閲とは何か」についての理論的考察を割愛して、ドイツにおける文芸検閲の歴史を中世末・近世初頭から現代まで辿る第二部の歴史的記述を翻訳上梓したのですが、「訳者あとがき」はこの欠を補って、数言を費やしています（387・388頁）。それによれば、ブロイナーは、国政と言論・表現の接点に介在するこの古くてかつアクチュアルな問題である検閲を、総括的に言えば「権力手段を通じて実施する、人間の意見の統制」とした上で、「文芸史家の用いる検閲概念は、権力で芸術家を——本書ではとりわけ作家を——コントロールすることに限定しなければならない」と、制限を加えています。そして、この問題圈を織りなしているのは、一方では、その時々に支配的な「社会的規範」であり、そこから逸脱する文書の「宗教的、道徳的、政治的」な検閲と、そして検閲の結果として生ずる「異端の文学」、「反逆の文学」、「ポルノ文書や図像」、「青少年に危険な文学」、「似非学問的な文学」といったレッテル貼りによる断罪と処罰であり、そして他方では、作家の側からの検閲批判、挑発をも含む検閲への抵抗、そして検閲への多種多様な具体的対抗手段であって、この両者の関係は単純に固定化できないような形で成り立っている、というのです。しかし、検閲の問題圈はこれだけでは尽くされません。

例えば、かつてのドイツ民主共和国が事前検閲をおこなっていたのにたいして、かつて

の、そして東西ドイツ統一後の現在のドイツ連邦共和国はその基本法第5条で「検閲はおこなわれない」と規定していますが、この後者の場合の検閲もまた事前検閲のことであって、一般にどのような種類の、そしてどのような形の検閲もおこなわれてはならないとしている訳ではありません。表現の自由・言論の自由にかかわるさまざまな裁判事例を、あるいは出版や報道における言葉の自主規制の事例を、あるいは「社会」の側からする「言葉狩り」の事例を想起すれば、事後検閲と言わざるをえないものが、そしてさらには、言論者・表現者自身における予防措置的な自主規制、すなわち自己検閲としての事前検閲が、昔も今も存在していることは疑いありません。

では、ゲーテの時代は、そしてゲーテの場合はどうだったのでしょうか？ ルードルフ・シェンダも言うように (Rudolf Schenda: *Volk ohne Buch. Studien zur Sozialgeschichte der populären Lesestoffe 1770-1910.* Vittorio Klostermann: Frankfurt / M. 1970. 1977年に dtv 版が出ています。とくに第2章「大衆的読み物の検閲 (Zensur der populären Lesestoffe)」を参照してください)，個別的事例の報告・資料とその研究は豊富にあっても、一覧可能な資料集も包括的で総合的な検閲史叙述も残念ながら存在しません（ブロイアーの検閲通史もまた概説です）ので、ゲーテの時代にどの領邦が検閲令をもっていたのか、それはどのようなものだったのか、どのように実施されていたのか、私は詳らかにしませんが、フーベンの記述に拠るならば、大方はその時々の都合・経緯にしたがって、すなわち、新聞・雑誌の論調をきっかけとして、あるいは市会から促されて、または教会の、あるいは大学神学部の要求や請願にしたがって、さもなければ自らの好惡の感情にしたがって、警察長官や内務大臣によって発令され、あるいは君主その人によって勅令されたことになります。第12章のプロイセン国王の場合などはその最たる例だった訳です。いずれにしろ、実態は、成文法に基づく一般的な規制というよりは、お上の個人的な振舞いによるものだった、と言えそうです。そして、事前検閲がおこなわれたケースもありますが（例えば、政治監獄ホーエンアスペルクから解放された後の Chr. Fr. D. シューバルトの《ドイツ年代記》の場合など）、事後的に検閲がおこなわれるのが通例でした。

ゲーテの場合は、フーベンに見るかぎり、事後検閲が、それも一般的な法執行にともなう常時の検閲作業によってではなく、その時々の都合・経緯によっておこなわれ、しかし二度目からは要注意人物として目を付けられて、いくつもの作品が発禁処分や上演禁止の憂き目に見ました。ところで、ゲーテは自作の改稿に余念のなかった人です。とりわけ最初の8巻本作品集 (1787-90年) から晩年の最終決定版全集にいたる数次にのぼる作品集の刊行に際して、あるいは自作の上演に際して、その都度、作品にさまざまに手を入れています。そのどれが彼のより成熟した芸術的要求にしたがってのものか、そのどれが自己検閲の結果であったのかを判定することは、なかなか難しい問題だと思います。それでも一つだけここで言えることは、こうした場合に、彼が常に自分の芸術的良心にのみしたがっていたわけではなく、お上の要求する公序良俗そのままではないにしても、彼の考えるそれに配慮して改稿することが必要であると、あるいは、作品の公表を見合わせることが必要であると強く意識する場合もあったであろう、ということです。第5章の『シュテラ』

の改稿、あるいは第16章で取り上げられている事例が、その典型と言えるでしょう。

そのゲーテが、職務上余儀なくあれ、検閲に携わることになったのは皮肉ですが、現状における検閲のありように大いに不満だったであろうことは、見やすい理です。以下に上に言及した彼がヴァイマルのために起草した「検閲法案」の要点を、フーベンによって(第8章)紹介しておきます。

とりわけフランス革命以降の、「印刷出版の專制支配」を追求する政府と「印刷出版の自由」を要求する作家との検閲をめぐるこの対立を、古くて新しい、そして一向に平和的な決着を見ようとしない問題と見定めているゲーテは先ず、「原稿」は「ヴァイマル政府に奉職している人物三人」による予備審査をうける必要があり、審査者の「承認サインのない原稿を地元に二つある印刷所は引き受けはならない」と明言しています。そして、「この三人は各自いわば保証人、証言者、参与者として、公的立場から責任の意識をもって」事に当たるべきであり、他方作者自身は、「彼が地元の知識人(注:つまり物書き)である場合には、この三人の一人となることができ」、その場合には審査はまるごと「友人間の関心事」となり、しかもしも作者が「必要な残り二人の友人をもたない場合」には、ヴァイマルの外で自分の本を印刷させることに何の妨げもない、と付言しています。ところで、「名のある男性は誰でもこの擬似検閲に関与する権利を与えられねばなら」ず、こうして徐々に「一般検閲者会議」が、そして「理性の法と思慮の法に則る一般的な検閲規則」が自らに成立してくることになり、したがってこの仕組は「立法的というよりはむしろ教育的」であって、それゆえ各人は自分自身のために自分の審判者を選ぶことが許されるべきである、と続けています。つまり、ゲーテはそこまで踏み込んで書いていませんが、三人の審査者はお上によって指名されるのではなく、審査をうける作者が選任することができるわけで、だからこそ「友人間の関心事」だったわけです。それにしても、ここでのゲーテにとって検閲の実施自体は自明の前提となっていること、この法案の原題が「学府における規律および検閲の改善案」となっていること、そして、「反動の時代」に当局がとくに重視した「新聞・雑誌」という意味での「印刷出版」の検閲問題が法案の文面上棚上げになっているのにたいして、第10章で取り上げられているオーケンの政治的新聞《イシス》の一件では、ゲーテは「宮廷的」処世人として身を処したこと、こうしたことは確認しておく必要があると思います。

ところで、このような「自発的な検閲者」のしたがうべき規範は、「現存する法律や規定に違反するところのものは何一つ印刷されてはならない」という一事であって、しかもその誰一人として、自分の検閲した本のことで事後的に責任をとらされるようなことがあってはならない、とゲーテは補足しています。さらに、イエーナにおいては、大学の各学部長がそれぞれの学部の専門領域の本を審査する既定の検閲者たるべき者であり、「これまでまったく検閲を免除されていた」教授たちは、相互に検閲というこの「愛の奉仕」に尽力すべきである、と記しています。そしてゲーテは、ヴァイマルで自分たちは「最大の自由愛好的精神の名声」に浴しているけれども、その自分たちがこの精神を「必要な制限」のうちに提示する事態もありうることを自分はよく承知しているだけに、自分の提案が大方

の贊助をうけてさらに練り上げられることを欲していると表明して、その提案を締めくくっています。

フーベンは、ゲーテのこの提案はしかし棚上げにされて終わったと記し、さらに、この提案が、ヨーゼフ二世によって1781年にオーストリアに導入された「俗権による検閲(Volkszensur)」の紛れもないコピーだった、と指摘しています。しかし、ヨーゼフのこの啓蒙主義的検閲改革が、ヨーゼフ没後、1790年に皇帝位を継いだレーオポルト二世によつてすぐさま後退を余儀なくされ、1792年のフランツ二世の登場によって、先ず事実上、そして1795年には法制上、撤回されることになったことには、一切触れていません。なお、ヨーゼフ二世のこの検閲法とそれをめぐる前後の事情に興味のある方には、上掲の『ドイツの文芸検閲史』第19章「オーストリアにおける啓蒙的検閲」(125-146頁)が参考になるはずです。

おわりに

本書『警察令違反者ゲーテ』は1932年に当時の首都ベルリンで出版されたものです。ヴァイマル共和国が成立した1919年からヒットラーによる政権奪取を目前にしたこの年にいたる時代には、ヴェルサイユ体制と戦後復興をめぐって政権抗争が熾烈を極め、街頭闘争やテロや暴動や一揆や暗殺に彩られ、また、幾度も総選挙がおこなわれて目まぐるしく政権が交代し、そして、社会民主党と共産党の両労働者党は協同して右派に対抗することなく終始して、ナチス党が漁夫の利を得る結果となったわけですが、物価は高騰し、開戦前の1913年を1とすると、1923年暮れには818億倍に達した大インフレーションに見舞われ、さらに1929年に始まった世界経済恐慌の影響を受けて、失業者の数は32年には全国レベルで510万人に達します。そして、当時のベルリンは60万を越える失業者を内に抱えて400万以上の人々が住み暮らしていました。とくに工場や安アパートの密集する北と南と東の地区には失業者が溢れ、息の詰まるような窮屈な生活に耐えており、そのなかで子供たちは自分のベッドもなく、多くが栄養失調で幼くして死んでいきました。それでいて相変わらず、中心街は雑踏し、都市高速鉄道や地下鉄が走り、バスや路面電車が往来し、百紙をこえる新聞が日々発行され、数多くの劇場が開き、商店や百貨店、ダンスホールやカフェが軒を並べていました。

ところで、フーベンがこうした貧窮地区に住んでいたのか、それとも、裕福な、あるいはまあまあ裕福な中央や西の地区で暮らしていたのか、また、どのような暮らし向きだったのか、残念ながら今の私には知る術がありません。そして、フーベンのこの本の出版社がどのような性格と傾向をもっていたのか、この本の定価がいくらだったのか、どんな人たちが買ってどれくらいの部数売れたのか、それも私は知りません。さらに、繰り返された総選挙に際してフーベンがどの党に投票したのか、あるいはそもそも投票しなかったのか、これも私は知りません。しかし、ゲーテを主役にして検閲と向き合う本書の内容と、そしてそれとのかかわりで、彼の初期の仕事を考慮し、1933年5月のナチスによる〈焚

書〉の全国的セレモニー、それに続く禁書目録の作成と増補、「非ドイツ的精神」と「反ドイツ的有毒知識」の排除、そして思想的・文化的「統制」を想起するならば、さらにまた、その〈種蒔く男〉のロゴから出版社の民衆啓蒙への意志を推測することが許されるとするならば、これらの事情を背景にして、フーベンとこの本について、あるいは彼の検閲史研究についてもう一枚別に絵を描くことができるのでは、と私は思っています。これは、宿題です。

(2001年11月15日)

- 1) ゲーテ晩年の詩群『箴言』は、『箴言と省察 (Maximen und Reflexionen)』が „Sprüche in Prosa“ と称されるのにたいして、„Sprüche in Reimen“ と呼ばれています。
- 2) „Verbesserung der akademischen Disziplin und Zensur“ In: Goethes Amtliche Schriften. Veröffentlichung des Staatsarchivs Weimar. Goethes Tätigkeit im Geheimen Consilium. Zweiter Band: Die Schriften der Jahre 1788–1819. 2. Halbband: 1798–1819. Bearbeitet von Helma Dahl. Hermann Böhlau Nachfolger: Weimar 1970. S. 612ff.